

各県立学校長 様

教 育 長

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対応について（通知）

このことについて、本日開催された福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において、別添資料のとおり福島市、会津若松市、郡山市、いわき市及び南相馬市に「まん延防止等重点措置」が実施されることなどを踏まえ、「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準^{*}における対応を、県北地区、県南地区（郡山市、須賀川市、鏡石町及び三春町のみ）、会津地区（南会津地区を除く）、いわき地区及び相双地区の県立学校において“レベル3”に引き上げ、それ以外の県立学校においては“レベル2”の対応としますので、下記により感染症対策を一層徹底するようお願いいたします。

なお、今後感染状況の変化により対応が変わる場合は、改めてお知らせします。

* 福島県教育委員会「新型コロナウイルス感染症県立学校対応マニュアル<改訂第6版>」P8
記

1 対象期間 令和4年1月27日（木）から同年2月20日（日）まで

※ 終了期日が変更となる際は、改めて通知する。

2 対象学校及び対応

(1) 県北地区、県南地区（郡山市、須賀川市、鏡石町及び三春町のみ）、会津地区（南会津地区を除く）、いわき地区及び相双地区の県立学校

ア 感染リスクの高い学習活動（部活動において実施する場合を含む。）については、停止すること。

イ 感染拡大地域（緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域）はもとより都道府県をまたぐ往来を控えること。ただし、全国大会や進路に係る活動などやむを得ない事情による場合は、感染拡大地域を含め都道府県をまたぐ往来を可能とするが、往来後2週間の健康観察を徹底すること。

ウ 修学旅行等の宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征等は停止すること。ただし、全国大会、東北大会及び県大会での宿泊は可能とするが、参加人数を最小限にするなど感染症対策を徹底すること。

エ 部活動においては、個人や少人数での短時間の活動とすること。また、各種大会の参加は可能とするが、他校との練習試合や合同練習会は停止すること。

オ 必要に応じて時差通学を検討すること。

カ 児童生徒等の同居家族に発熱等の症状が見られる場合も出席停止の措置をとること。

※ 文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.11.22Ver.7）」（以下「衛生管理マニュアル」とする。）

P22、45～47 参照

キ 引き続き感染リスクの高い行動を控えるよう指導すること。

(2) 2（1）以外の県立学校

ア 感染リスクの高い学習活動（部活動において実施する場合を含む。）については、停止すること。

イ 感染拡大地域（緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域）はもとより都道府県をまたぐ往来を控えること。ただし、全国大会や進路に係る活動などやむを得ない事情による場合は、感染拡大地域を含め都道府県をまたぐ往来を可能とするが、往来後2週間の健康観察を徹底すること。

ウ 修学旅行等の宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征等は停止すること。ただし、全国大会、東北大会及び県大会での宿泊は可能とするが、参加人数を最小限にするなど感染症対策を徹底すること。

エ 部活動においては、各種大会の参加は可能とするが、他校との練習試合や合同練習会は停止すること。

オ 児童生徒等の同居家族に発熱等の症状が見られる場合も出席停止の措置をとること。

※ 「衛生管理マニュアル」P22、45～47 参照

カ 引き続き感染リスクの高い行動を控えるよう指導すること。

3 全県立学校における対応

(1) 感染状況の変化を注視し、学校行事の時期、形態等の見直しを図ること。

(2) 感染状況の悪化に備えて、分散登校やオンライン学習の準備をしておくこと。

(事務担当	高校教育課	主幹	亀田	電話	024-521-7769)
(特別支援教育課	主幹	根本	電話	024-521-7779)
(健康教育課	主幹	鈴木	電話	024-521-7777)